老齢厚生年金受給権取得

65歳 66歳 67歳 68歳 69歳 70歳 71歳 72歳 73歳 74歳 75歳 76歳 77歳 ～

通常の繰下げの申出をした場合

繰下げの申出

※1

68歳時点での繰下げの申出に基づき、繰下げ加算額<=A×25.2%(0.7%×老齢厚生年金受給権取得月から当該申出日の属する月の前月までの月数36)>が加算されます

繰下げ待機期間(36か月) | 通常の老齢厚生年金の支給額=A

※1　なお、当該受給権取得後も定年の引き上げ、定年後の継続雇用制度又は定年の定めの廃止により就業を継続し、給与等から厚生年金保険料が徴収されていた期間(つまり、被保険者期間)がある場合には、当該受給権取得時に計算されたAに当該期間分の額が9/1を基準日として毎年加算(これを「在職定時改定(R4.4.1～施行)」と言います)(右方、日本年金機構ホームページより引用しましたリーフレットをご参照ください)されていくことになりますが、当該繰下げ待機期間(つまり、実際に老齢厚生年金を受給していない間)に関しては、この「在職定時改定」は行われません。また、「在職定時改定」の対象者は65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給者です。以下、このSheetにおいて同じ

↳　人事労務トピックス「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律について」で詳細記載しいます。ご参照ください。

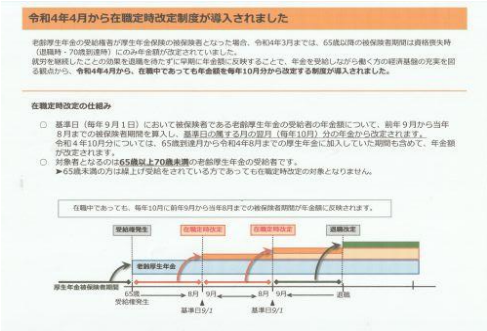

裁定請求をした場合

裁定請求

68歳時点での裁定請求に基づき、老齢厚生年金受給権取得月から当該請求日の属する月の前月までの月数36か月分が一括支給されます | 通常の老齢厚生年金の支給額=A

一括支給(3年分)されます

老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過した日後(一般的には、70歳後)に当該老齢厚生年金を請求し、かつ、当該請求の際に繰下げの申出をしなかった場合(5年前繰下げ申し出みなし増額(特例増額)と言います)(令和5年4月1日から施行)(厚生年金保険法第44条の3第5項※2)

繰下げの申出があったものとみなす ← 裁定請求(繰下げの申出をしなかった場合)

67歳時点で繰下げの申出があったとみなされたことに基づき、繰下げ加算額<=A×16.8%(0.7%×老齢厚生年金受給権取得月から当該みなされた月の前月までの月数24)>が加算されます=B(一括支給されます)

繰下げ待機期間(24か月) | 通常の老齢厚生年金の支給額=A(一括支給されます)

(従前は時効消滅期間とされていました)

67歳時点で繰下げの申出があったとみなされたことに基づき、繰下げ加算額<=A×16.8%(0.7%×老齢厚生年金受給権取得月から当該みなされた月の前月までの月数24)>が加算されます=B | 通常の老齢厚生年金の支給額=A

A+Bが一括支給(5年分)されます

※2　第1項(老齢厚生年金の受給権を有する者であってその受給権を取得した日から起算して1年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかつたものは、実施機関に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる)の規定により老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる者が、その受給権を取得した日から起算して5年を経過した日後に当該老齢厚生年金を請求し、かつ、当該請求の際に同項の申出をしないときは、当該請求をした日の5年前の日に同項の申出があつたものとみなす。

令和4年4月1日から施行されている厚生年金保険法第44条の3第2項第1号又は第2号に規定されたものに該当する場合※3

＜第1号の場合＞

繰下げの申出があったものとみなす

72歳時点で繰下げの申出があったとみなされたことに基づき、繰下げ加算額<=A×58.8%(0.7%×老齢厚生年金受給権取得月から当該みなされた月の前月までの月数84)>が加算されます=B

繰下げ待機期間(84か月) | 通常の老齢厚生年金の支給額=A

＜第2号の場合＞

例)配偶者(夫)の死亡により、妻が遺族厚生年金の受給権を取得した場合➡＜事例＞
＜事例＞
・夫の老齢厚生年金の額➡1,600,000円
・妻自身の老齢厚生年金の額が500,000円、だとした場合、
妻が繰下げを希望し、たまたま、夫の死亡により、意図した時期ではなかったものの、72歳の時点で繰下げの申出があっとものとみなされた場合には、次のSheet(遺族厚生年金)にあるような内容の受給形態となります。

繰下げの申出

75歳時点で繰下げの申出があったとみなされたことに基づき、繰下げ加算額<=A×84%(0.7%×老齢厚生年金受給権取得月から当該みなされた月の前月までの月数120)>が加算されます=B

繰下げ待機期間(120か月) | 通常の老齢厚生年金の支給額=A

※3　1年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項(老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権を取得した日から起算して1年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかつたものは、実施機関に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる)の申出をしたときは、当該各号に定める日において、前項の申出があつたものとみなす。
1　老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して10年を経過した日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者　他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日
2　10年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。）　10年を経過した日